

2017年03月22日

# 意見陳述書

原告ら訴訟代理人

弁護士 山崎 博 幸

## <原告準備書面（1）の説明>

### 1、原告準備書面（1）の骨子

- ① 被告答弁書による答弁の仕方には2つの特徴があります。

第1は、原告の新安保法制法（以下新安保法とします）の違憲の主張に対しては、ことごとく、「事実の主張ではなく、争点とも関連しないので、認否の要を認めない」としています。

つまり徹底的に認否を回避して論争に踏み込まない、とするものです。

第2は、原告らが主張している平和的生存権や人格権等は、一貫して、「国賠法上保護された権利ないし法的利益とは認められない」としています。

要するに、違憲の主張に対しては、争点ではないとし、平和的生存権等に対しては権利としての具体性がない、という答弁に終始しています。

- ② 原告準備書面（1）では、こうした被告の答弁に対して徹底的な批判を加えています。

第1に、この裁判は、新安保法の違憲性を正面から問う裁判です。

被告は、この違憲性は争点ではないと答弁していますが、何故争点ではないのか全く理由が不明です。これが争点でないとするならば、およそ憲法訴訟という訴訟類型は成り立たないこ

ととなります。言葉を変えて言うならば、被告の答弁は、裁判所の達意審査権そのものを根底から否定するものと言わなければなりません。

第2に、平和的生存権はイラク訴訟の判決等によって具体的権利性が定着する方向にあることは前回述べたとおりです。人格権については判例上定着していることを52頁以下に詳述しているところです。

この点でひと言付け加えます。先日の3月15日、最高裁が、GPS捜査はプライバシーの侵害に当たり、違法であるという新判断を下しました。

すなわち、憲法上保護される私的領域は住居だけではなく自動車にも及ぶとし、実質的にプライバシーの権利を拡大した判断として大きく評価されました。つまり人権は歴史や時代とともに発展していくものであるということを、最高裁自ら示したという点に特に注目すべきであります。被告のように具体的権利性がないという一点張りの姿勢からは、女性の権利や子どもの権利、あるいはプライバシーの権利といった新しい人権は全く生まれてこない、ということをごここに指摘しておきたいと思えます。

## 2、南スーダンPKOに関する付加説明

本書面(1)34頁以下に南スーダンPKOに関して論述しています。

本書面の該当部分作成後の3月10日、政府は南スーダン自衛隊を本年5月末に撤収することを決めました。

すなわち、昨年11月15日、政府は南スーダンに派遣した自衛隊に新安保法を初めて適用し、駆けつけ警護等の新任務を付与しました。しかし当時既に現地の戦闘は増々激しくなるといった状況の下で、PKO5原則は完全に崩壊していました。政府は、撤収は治安悪化が理由ではないとしていますが、戦闘状況を記録した現地の「日報」が明るみになるなど、「戦闘」状態にあることを隠しきれないことから撤収せざるをえなくなったものです。この点で2つの

ことを指摘しておきたいと思います。

第1は、今回の駆けつけ警護等の新任務は、新安保法の初の適用として強引に進められたものです。これがわずか数か月で崩れたということは、新安保法の違憲性がいかに顕著であるか、その憲法破壊の重大性が一層明白になったということを示しています。

第2は、安保法制違憲訴訟は今年の1月時点で、全国18の裁判所で原告数5000名を超える大型訴訟となっています。自衛隊の撤収は、圧倒的多数の国民の声に押されたものであると同時に、これら全国の裁判による訴えの正当性と役割の大きさを示すものであります。裁判所におかれましても、この裁判の重大な意義を理解され、ぜひとも徹底的な審理をお願いするものです。